

Ⅲ 計画の基本理念等

ここでは、子ども・若者・子育て支援を推進するに当たっての基本理念や基本方針などを明らかにします。

「Ⅱ 本県の子ども・若者・子育ての状況」に記載したとおり、本県の子ども・若者・子育ての状況をみると、依然として厳しい状況です。

いじめ、虐待、貧困等の子ども・若者が直面する問題は依然として減少しておらず、近年では、ヤングケアラー、医療的ケア児等に係る問題も新たに顕在化してきています。

また、個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態にある子ども・若者の問題、子育て家庭の孤立化等、社会全体としての課題も浮き彫りになっています。さらに、これらの問題の中には、年齢によって切れ目が生じないよう、継続的な支援を行うことを必要とするものが多く存在しています。

こうした中、本計画の策定に当たって意見を伺った子ども、若者、子育て当事者からは以下のような意見が寄せられました。

- 生活保護を受給できないが、生活が苦しい世帯への支援策が欲しい。
- 学校に行きたくない、行けない子どもたちが増えてきている。
- 学校からはみ出した子の受け皿がない。その結果学ぶ意欲は削がれ、学習する機会を失う。
- 学校に行けない子どもたちが、お金をかけずに過ごすことのできる場、学習を続けることのできる場が地域に無い。
- 障害の有無や程度に関係なくみんなが関わられるような場所があったらいい。地域の人と関わられるような、社会における場所が欲しい。
- ひきこもりについては、少しでも外に向かって出ていくような仕組みができるとよい。
- ヤングケアラーについて、若者に限らずケアラー全体の支援が必要。
- 家のことはほとんどママがやっていて、疲れている。
- 保育士の不足が課題。保育士がやりがいをもって、いきいきと楽しく保育できる保育園作りを望む。
- 子どもの声は、聴く側の大人のバイアスを通して伝えられる事が多い。子どもたちの声を直接聞く機会を設けて欲しい。
- 社会全体が子育てに優しくならないと安心して子育てはできない。
- 子ども達が生きていて楽しい、自分は受け入れられているんだと思える社会であって欲しい。

こうした声に丁寧に耳を傾け、子ども・若者に対するあらゆる差別を許さず、その権利及び意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子ども・若者の目線に立った施策を推進していく必要があります。また、すべての子育て当事者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、当事者の目線で子育てに関連する不安を解消するとともに、社会全体で子どもを育てることができる環境の整備を進めていく必要があります。

これらのことを踏まえ、子ども・若者・子育て支援を推進するに当たっての基本理念等を定めました。

(参考) 本計画の策定に当たっての意見聴取

本計画の策定に当たっては、当事者の目線に立ち、充実した内容とするために、子ども・若者、子育て当事者から幅広くご意見を伺いました。

意見聴取先	延べ件数	主な内容
県インターンシップに参加した大学生	38	自己肯定感を育てるためスポーツや文化活動の推進があるとよい。
医療的ケア児に係る有志団体	5	医療関係者ではなく、地域の人と関わりたい。社会における場所が欲しい。
放課後居場所カフェNPO法人	5	10代が支援機関につながりにくい。
クリエイティブスクールに通う高校生	9	ソーシャルワーカーへの相談機会を増やして欲しい。また、SNS相談の混雑を解消して欲しい。
子ども目線会議に参加した高校生	15	一般校と特別支援学校との交流を増やした方がいい。そのためには校内のバリアフリー設備を充実させる必要がある。
保育会	46	保育士を希望する中高生の卵を増やすために、保育園、福祉現場での体験授業を必須として欲しい。
子ども・若者施策審議会 当事者委員	4	支援が必要な子どもに情報が届いていないと思う。情報発信の工夫が必要
外国にルーツを持つ小学生	8	よく遊んでいる近所の公園は、ボールの使用が限られている。
子ども食堂を利用する子どもとその保護者	27	一時保育を使いたくても、枠（特に2歳まで）が本当になくて使えない。
放課後児童クラブを利用する子ども	34	体育館にエアコンがなくて暑い。
県インターンシップに参加した高校生	8	家事負担は女性に偏っている。共働きが増えているのに、世の中は変わっていない。
子育て支援拠点を利用する 子育て当事者	3	行政が様々な支援をしてくれようとしてくれるのは分かるが、窓口が分かれていたり、制度利用までの手続きが面倒なので、登録がワンストップで済み、様々な制度を利用できるようにして欲しい。
その他	268	
合計	470	

※ 別途パブリック・コメントを実施（延べ意見件数：245件）しております。

1 基本理念

子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人ひとりの望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らせる社会の実現

2 基本方針

1

すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や自己の意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること

2

父母その他の保護者が子育てに伴う喜びを実感できるよう、子育てに関する負担の軽減、不安の解消をすること

3

社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てること

3 基本理念等に係る内容の説明

すべての子どもは生まれながらにして権利の主体であり、その権利が尊重され、自らそれぞれの個性を生かし、可能性を十分に開花させて、夢や希望を持ち幸福で健やかに成長することは県民全体の願いです。

また、子ども・若者の尊厳を重んじ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、一人ひとりの価値観や家庭生活が尊重され、子どもを生みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことは、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。

そこで、本計画では、子ども・若者の幸せと健やかな育ちを第一に考えることを基本とし、すべての子ども・若者のいのちが輝き、誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会の実現を目指します。

1

○ すべての子ども・若者が幸福で健やかに成長するためには、思想・信条、人種、民族、国籍、障害の程度などの違いによって差別的取扱いを受けることがないようにし、また、貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取などの権利の侵害から守り、救済することが重要です。

○ そこで、子ども・若者があらゆる差別を受けず、権利の主体として意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮される社会を目指します。

2

○ 子どもを希望する者がそれぞれの希望に応じ、不安なく、子どもを生み育てることや、子育て当事者が社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合い子育てに伴う喜びを実感するためには、当事者の負担や不安を軽減し、子育てに希望を持てる環境の整備が必要です。

○ そこで、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、保護者の多様な選択肢を支援し、子育てに伴う喜びを実感できるよう、子育ての負担軽減や不安解消を図ります。

3

○ 子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えることは、子どもや子育て当事者の幸せや、若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながることはもとより、未来の地域社会のための基盤づくりとして重要な意義があることを踏まえ、社会全体で推進する必要があります。

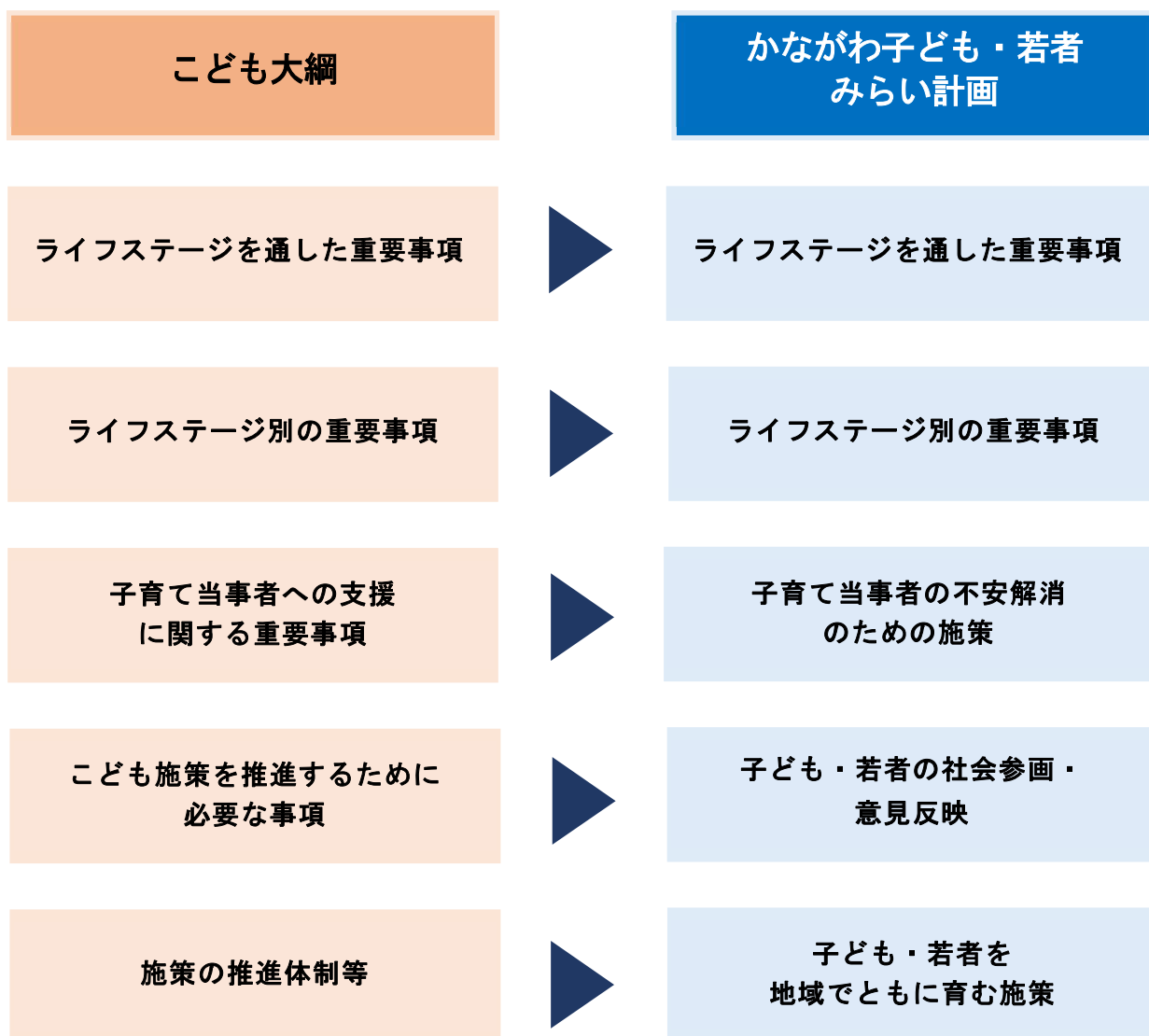
○ そこで、県民、事業者、子育て支援団体など地域社会のすべての構成員が、子育て支援の重要性を理解し、社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てることを目指します。

4 主要施策

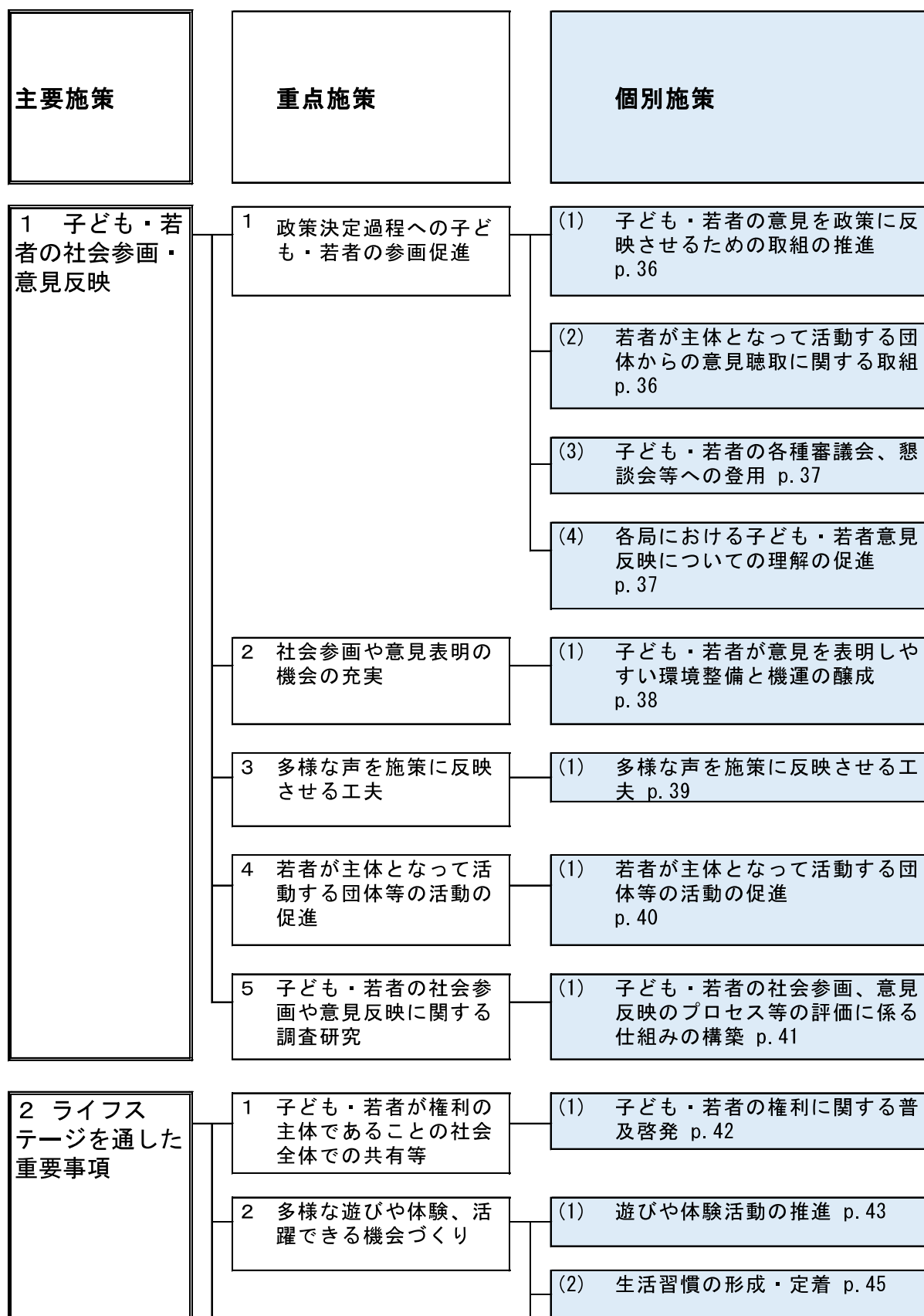
目指す社会の実現に向けた具体的な施策展開に当たっての基本的な視点を、以下5つの主要施策ごとに設定しました。

- 1 「子ども・若者の社会参画・意見反映」
- 2 「ライフステージを通じた重要事項」
- 3 「ライフステージ別の重要事項」
- 4 「子育て当事者の不安解消のための施策」
- 5 「子ども・若者を地域でともに育む施策」

(参考) 主要施策のこども大綱との整合性

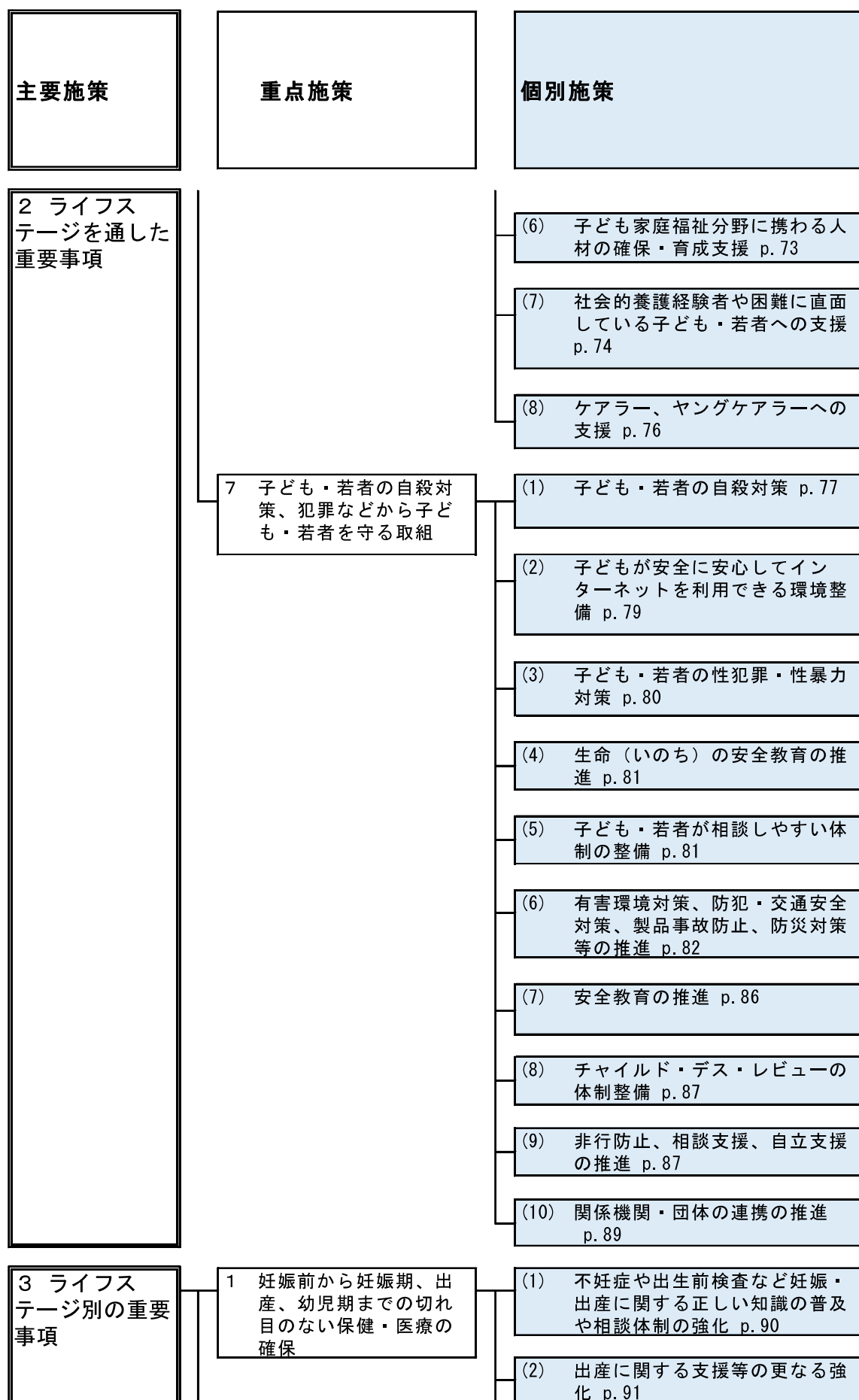


5 施策体系図



主要施策	重点施策	個別施策
2 ライフステージを通じた重要事項		(3) 子どもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出 p. 46
		(4) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進 p. 48
		(5) ESDの推進 p. 49
		(6) 理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育等の推進 p. 50
		(7) 特定分野に特異な才能のある子どもの応援 p. 51
		(8) 在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもへの支援 p. 51
		(9) 教育を通じた男女共同参画の推進 p. 53
		(10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等 p. 53
		(11) 理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組 p. 54
		(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信 p. 54
	3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	(1) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供 p. 55
		(2) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援 p. 56

主要施策	重点施策	個別施策
2 ライフステージを通じた重要事項	4 子どもの貧困対策	(1) 教育の支援 p. 57
		(2) 体験格差の解消、学習機会の確保のための支援 p. 61
		(3) 生活の安定に資するための支援 p. 61
		(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 p. 62
		(5) 経済的支援 p. 63
		(6) 必要な支援の利用を促す取組 p. 64
		(7) 子どもの貧困に対する社会の理解促進 p. 65
	5 障害児支援・医療的ケア児等への支援	(1) 障害の程度にかかわらず安心して共に生きることができる地域づくり p. 66
		(2) 障害のある子ども・若者の学びの充実 p. 69
	6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援	(1) こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進 p. 71
		(2) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援 p. 71
		(3) 虐待の防止 p. 72
		(4) 一時保護所の環境改善及び孤立した子ども・若者への支援 p. 73
		(5) 性被害の被害者等となった子どもからの事情聴取 p. 73



主要施策	重点施策	個別施策
3 ライフステージ別の重要事項		(3) 産前産後支援の充実と体制強化 p. 91 (4) 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援提供 p. 91 (5) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援【再掲】 p. 92 (6) 乳幼児健診等の推進 p. 92
	2 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実	(1) 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等 p. 93 (2) 幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善 p. 95 (3) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 p. 97 (4) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等 p. 98
	3 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	(1) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等 p. 100 (2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 p. 101 (3) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備 p. 101 (4) 道徳教育の推進、道徳心の育み p. 102 (5) 学校や地域における子どもの体力の向上のための取組 p. 103 (6) 学校保健の推進 p. 103

主要施策	重点施策	個別施策
3 ライフステージ別の重要事項		(7) 学校給食の普及・充実、食育の推進 p.104
	4 居場所づくり	(1) 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり p.105 (2) 放課後児童対策 p.106
	5 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	(1) 小児医療体制の充実 p.109 (2) 小児医療における医療・保健・福祉の連携 p.110 (3) 性と健康に関する普及啓発・相談支援 p.110 (4) 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等 p.110
	6 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	(1) 主権者教育の推進 p.111 (2) 消費者教育の推進 p.111 (3) ライフデザインに関する意識啓発・情報提供 p.112 (4) 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育 p.112
	7 いじめ防止	(1) いじめの防止対策の強化 p.114

主要施策	重点施策	個別施策
3 ライフステージ別の重要事項	8 不登校の子どもへの支援	(1) 不登校の子どもへの支援体制の整備・強化 p.116 (2) 不登校の子ども数の増加に係る要因分析 p.118
	9 校則の見直し	(1) 校則の見直し p.119
	10 体罰や不適切な指導の防止	(1) 体罰や不適切な指導の防止 p.120
	11 高校中退の予防、高校中退後の支援	(1) 高校中退の予防 p.121 (2) 高校中退後の支援 p.122
	12 高等教育の修学支援、高等教育の充実	(1) 高等教育段階の修学支援 p.123 (2) 高等教育の充実 p.123 (3) 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進 p.124 (4) 大学等における学生の自殺対策などの取組 p.124
	13 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	(1) 若者への就職支援 p.125 (2) 若者にとって魅力ある地域づくり p.127
	14 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	(1) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 p.128

